

平成30年 11月 定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

平成30年11月12日 開会

平成30年11月12日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

平成30年 11月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月12日(月) ○開会	5
○閉議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○ 報告第2号の上程、説明	7
○議案第14号～議案第18号の上程、説明	8
○一般質問	13
14番　湯沢美恵議員	13
7番　諫訪善一良議員	20
3番　潮田幸子議員	31
○議案第14号の質疑、討論、採決	37
○議案第15号の質疑、討論、採決	38
○議案第16号の質疑、討論、採決	39
○議案第17号、議案第18号の質疑、討論、採決	40
○管理者のあいさつ	47
○閉会	47
署名議員	49
参考資料	
議決結果一覧表	51

☆

埼玉県央広域事務組合告示第10号

平成30年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月5日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 平成30年11月12日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員 15名

1番	坂 本 国 広	議員	2番	頓 所 澄 江	議員
3番	潮 田 幸 子	議員	4番	岡 野 千枝子	議員
5番	新 井 孝 雄	議員	6番	日 高 英 城	議員
7番	諏 訪 善一良	議員	8番	金 澤 孝太郎	議員
9番	秋 谷 修	議員	10番	矢 島 洋 文	議員
11番	芝 寄 和 好	議員	12番	市 川 幸 三	議員
13番	渡 邇 光 子	議員	14番	湯 沢 美 恵	議員
15番	加 藤 勝 明	議員			

○不応招議員 なし

平成30年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

平成30年11月12日（月曜日）

議　事　日　程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第14号から議案第18号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第14号の質疑、討論、採決
- 9 議案第15号の質疑、討論、採決
- 10 議案第16号の質疑、討論、採決
- 11 議案第17号及び議案第18号の質疑、討論、採決
- 12 管理者のあいさつ
- 13 閉　　会

○出席議員 15名

1番	坂本国広	議員	2番	頓所澄江	議員
3番	潮田幸子	議員	4番	岡野千枝子	議員
5番	新井孝雄	議員	6番	日高英城	議員
7番	諫訪善一良	議員	8番	金澤孝太郎	議員
9番	秋谷修	議員	10番	矢島洋文	議員
11番	芝寄和好	議員	12番	市川幸三	議員
13番	渡邊光子	議員	14番	湯沢美恵	議員
15番	加藤勝明	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	現王園 孝 昭
監 査 委 員	尾 崎 憲 一
会 計 管 理 者	宮 澤 芳 之
参 事	小 沢 信 吉
消 防 長	野 本 照 夫
本 部 次 長	新 井 正
副 参 事 兼 長	長 島 史 哲
鴻巣消防署長	甘 楽 明
桶川消防署長	神 田 裕 一
北本消防署長	高 野 実
消防総務課長	黒 沢 高 志
警 防 課 長	黒 沼 浩 二
救 急 課 長	田 中 啓 文
指 令 課 長	小 林 正 士
事 務 局 長 兼 課 長	佐 藤 浩 一

○本会議に出席した事務局職員

書 記	菅 悟 志	書 記	島 田 英 樹
書 記	大 橋 昌 宏	書 記	蓑 佑 樹

(開会 午前 9時02分)

◎ 開 会 の 宣 告

坂本国広議長 ただいまから平成30年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

坂本国広議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

坂本国広議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。

4番、岡野千枝子議員、8番、金澤孝太郎議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

坂本国広議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、11月12日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は11月12日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

坂本国広議長 次に、本日の議事日程については、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

坂本国広議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成29年度及び平成30年度5月分、平成30年6月分、7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書並びに定例監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告をいたさせます。

島田書記。

[書記朗読]

坂本国広議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

坂本国広議長 日程第4、行政報告を行います。

小沢参事から行政報告を求めます。

小沢参事。

[小沢信吉参事登壇]

小沢信吉参事 おはようございます。それでは、平成30年7月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、第47回全国消防救助技術大会の中止についてご報告させていただきます。8月に京都市で開催の同大会に、当消防本部は個人種目で出場予定でございましたが、台風20号の影響により中止となりました。

次に、9月6日本曜日に発生しました北海道胆振東部地震においてでございますが、緊急消防援助隊として、埼玉県防災航空隊が出動しました。この出動には、当消防本部から派遣しております職員1名も含まれており、防災ヘリコプターから孤立住宅の安否確認等を行いました。

次に、災害時における消防活動の協力に関する協定についてでございますが、平成29年2月に三芳町で発生いたしました大規模物流倉庫火災を教訓に、本年10月26日金曜日に、埼玉県解体業協会と重機による消防活動障がいとなる物件除去、破壊等を目的とした災害時における消防活動の協力に関する協定を締結いたしました。

次に、N B C災害総合連携訓練への参加についてでございますが、さいたま市消防局の主催により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、化学物質等による意図的な災害発生時の対応力向上、段階的な受援体制の確立及び関係機関との連携を図る訓練が、11月21日水曜日の午前中に埼玉スタジアム2002を会場に実施されます。当消防本部からは、消火隊1隊4名、救急隊1隊3名及び運営員4名を派遣します。

次に、平成30年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練への参加についてでございますが、11月30日金曜日、12月1日土曜日の2日間で開催されます。神奈川県内で発生した地震に起因する大規模災害を想定し、訓練会場は川崎市川崎区東扇島東公園などで実施され、当消防本部から消火小隊1隊5名が参加いたします。

次に、平成30年度埼玉県特別機動救援隊（埼玉スマート）合同訓練につきましては、平成31年2月7日本曜日の午前中に鴻巣市上谷総合公園において実施されます。12月ごろに、主催者である埼玉県からのご案内が組合議員に届く予定となっております。

次に、熱中症による救急搬送人員についてでございますが、本年5月1日から9月30日までの5カ月間の熱中症による救急搬送人員は202名で、昨年同時期と比較し88名増加しました。幸い亡くなられた方はおりませんが、重症者は7名となっております。増加した要因としては、5月から9月までの気温30度以上の日数が55日から62日へと増加し、そのうち35度以上の日数が6日から25日に大幅に増加した気象状況が考えられます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。本年4月1日から10月31日までの7カ月間の利用状況につきましては、火葬件数は合計1,362件でございまして、前年度の同期と比較して8件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約7.6件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて336件で、前年度の同期と比較して7件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第2号の上程、説明

坂本国広議長 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 おはようございます。本日ここに、平成30年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第2号につきましてご説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告をするものでございます。

本件は、平成30年6月25日午後3時00分ごろ、鴻巣市箕田3378番地1、トヨタL&F埼玉株式会社東側駐車場において、同社の立入検査を行うため、鴻巣消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応多目的車を他の車両の妨げにならないよう駐車場内の隅に駐車したところ、消防車両の重量が地盤の許容範囲を超えたため、アスファルト舗装を陥没させたものであります。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額19万4,400円を賠償することになり、本年8月21日に専決処分を行ったものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。

坂本国広議長 以上が専決処分の報告でございます。

ご了承願います。

◎ 議案第14号～議案第18号の上程、説明

坂本国広議長 日程第6、議案第14号から議案第18号までの5件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 今回ご提案申し上げました議案は5件でございます。これより議案の番号順に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第14号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、昨年、国家公務員の制度を定めた人事院規則が一部改正され、育児休業の再取得などができる要件に、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」の要件が明文化されたことから、同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。これは、平成30年度における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,926万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,079万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳入は今年度分として鴻巣市から受け入れる交付税算入負担金の処理及び平成29年度決算の確定に伴う繰越金の処理を行い、歳出は財政調整基金積立金を追加するため補正を行うものでございます。

次に、議案第16号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について

でございます。これは、平成30年度における第1回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,216万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,441万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、平成29年度決算の確定に伴う繰越金の処理などにより、補正を行うものでございます。

次に、議案第17号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定についてでございます。本決算につきましては、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布しておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、歳入における収入済額の合計は40億8,795万1,494円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は40億1,590万4,793円となりまして、平成29年度に予定した施策は計画どおり執行することができました。なお、予算に対する執行率は98.3%であり、歳入歳出差引残額は7,204万6,701円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は98.4%でございました。

次に、議案第18号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてでございます。本決算につきましても、議案第17号と同様、決算報告書及び監査委員の決算審査の結果に基づきます意見書を配布してございますので、ご審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、歳入における収入済額の合計は2億6,553万1,616円となりました。一方、歳出における支出済額の合計は2億5,236万5,149円となりました。なお、予算に対する執行率は95.5%であり、歳入歳出差引残額は1,316万6,467円となり、予備費を除いた予算に対する執行率は96.6%でございました。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

坂本国広議長 次に、議案第14号から議案第18号の細部説明を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

佐藤浩一事務局長兼総務課長 それでは、議案第14号から議案第18号までの5議案につきまして、主要なものの細部説明を申し上げます。

初めに、議案第14号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

これは、昨年4月の国家公務員の育児休業制度の改正に伴い、地方公務員の育児休業制度についても改正例の通知が来ていることから、一部改正を行うものでございます。

議案とあわせ、議案第14号資料の新旧対照表をごらんください。第3条第6号の改正につきましては、育児休業を再度取得することができる「特別の事情」の要件として、運用で認められており

ました「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という保育サービスの待機に係る要件を条文に明記するものでございます。

第4条の育児休業期間の再延長の取得要件及び第10条第7号の育児短時間勤務の終了から1年未満での再度の育児短時間勤務制度の取得要件につきましても、同様の要件を追加するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目2節組合市特別負担金の交付税算入負担金5,104万8,000円につきましては、鴻巣市に一括算入されます交付税のうち、当組合分の一般会計分3,480万円、斎場特別会計分1,624万8,000円を受け入れるものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金は、平成29年度斎場特別会計決算の確定によるもので、斎場特別会計より繰り入れをするものでございます。

その下、8款1項1目1節前年度繰越金は、平成29年度一般会計決算の確定によるものでございます。

10、11ページをごらん願います。歳出でございます。2款1項1目25節積立金は、歳入で説明申し上げました鴻巣市からの受け入れの交付税算入負担金及び平成29年度決算の確定により財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第16号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

補正予算書の8、9ページをお開きください。歳入でございます。3款1項1目1節繰越金は、平成29年度決算の確定によるものでございます。

10、11ページをごらん願います。歳出でございます。1款1項1目28節繰出金は、決算の確定額を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、議案第17号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について説明申し上げます。

まず、決算書の書式につきましては、鴻巣市を参考にシステムの変更を行ったことにより、歳出の場合は目ごとに所属別・事業別での表記となっておりますので、ご了承願いたいと存じます。

それでは、歳入についてですが、決算書の8、9ページと決算報告書の14ページをごらんください。1款1項1目1節組合市負担金でございますが、この負担金につきましては共通経費と消防経費、斎場経費から成っております。共通経費は、消防と斎場業務に共通する経費であり、議会費、一般管理費等に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率に応じて各組合市から負担いただいております。消防経費は、各組合市の前年度の普通交付税に係る消防事務

に要する基準財政需要額の割合により負担いただいております。斎場経費は、各組合市の前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口による人口割合により負担いただいております。

決算報告書は15ページをお開きください。3款1項1目1節消防費国庫補助金は、北本東分署に配備しました水槽付消防ポンプ自動車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、決算書の10、11ページをお開きください。7款1項1目財政調整基金繰入金は、一般会計分1億360万8,000円と斎場特別会計分7,673万8,000円を財政調整基金から繰り入れたものでございます。

決算報告書は16ページをお開きください。2項1目1節斎場特別会計繰入金は、財政調整基金へ積み立てを行うため、斎場特別会計から一般会計へ繰り入れたものでございます。

次に、決算書の12、13ページと決算報告書の17ページをお開きください。10款1項1目1節消防債は、北本東分署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び鴻巣消防署配備の高規格救急自動車の消防車両整備事業債でございます。

次に、歳出ですが、決算書の16、17ページと決算報告書の20ページをお開きください。2款1項1目25節積立金の財政調整基金積立金につきましては、一般会計分2億4,741万8,000円、斎場特別会計分6,704万5,000円、財政調整基金預金利子1万8,731円でございます。

次に、決算書の20、21ページ、決算報告書の23、24ページをお開きください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合負担金を合計した人件費の総額は27億8,333万5,634円で、常備消防費支出済み合計額の約93.5%を占めております。

次に、決算書の22、23ページ、決算報告書の25ページをお開きください。庶務事業、22節補償、補填及び賠償金は、本年5月の臨時会で報告をさせていただきました、救急出動中の高規格救急自動車が民家のブロック塀を破損させてしまった物損事故に係る賠償金でございます。なお、組合市の負担分は保険で充当しております。

次に、決算書の34、35ページ、決算報告書の35、36ページをお開きください。2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、11節需用費、修繕料は、消防本部庁舎屋上ほか防水修繕、鴻巣消防署車庫シャッター修繕、その他25件分の修繕料でございます。

その下、警防課、消防水利施設維持管理事業、13節委託料は、消防水利施設黄線標示委託でございます。

その下、消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、北本東分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新したものでございます。

その下、救急課、備品購入費は、鴻巣消防署の高規格救急自動車でございます。

次に、決算書の36、37ページと決算報告書の37ページをお開きください。北本消防署管理指導課、消防用建物等整備事業、15節工事請負費は、北本消防署トイレ改修工事1,306万8,000円でございま

す。

次に、5款1項公債費、消防総務課、23節償還金、利子及び割引料・償還元金及びその下、償還金利子は、平成4年度から平成28年度までの借り入れ分27件分の償還元金及び償還金利子でございます。

続きまして、議案第18号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についてですが、決算書の54、55ページと決算報告書の41ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料は、火葬室、靈安室、待合室、式場及び小動物火葬炉の使用料でございます。合計6,657件は、前年度に比べ213件の増となっております。

その下、行政財産使用料は、地元自治会が運営しております有限会社県央みずほ斎場サービスの売店や物置、自動販売機の使用料や、社会福祉協議会の自動販売機の使用料など行政財産使用料でございます。

次に、歳出についてですが、決算書の56、57ページと決算報告書の42ページをお開きください。1款1項1目斎場運営事業、13節委託料は、県央みずほ斎場グループへの指定管理料1億1,319万4,000円が主であり、前後の樹木・芝生等管理委託料及び側溝清掃業務委託料につきましては、指定管理者との協定のほかに発生した業務委託料でございます。

次に、28節繰出金の一般会計繰出金は、平成29年11月補正における平成28年度決算剰余金と、平成30年2月補正における平成29年度不用見込み額の合計を財政調整基金へ積み立てるため、一般会計へ繰り出したものでございます。

その下、斎場施設整備事業、11節需用費、修繕料は、火葬炉計装機器等更新修繕、火葬炉設備修繕や監視カメラ設備更新修繕などでございます。

決算報告書は43ページとなりますが、2款1項公債費は斎場建設に係る平成9年度借り入れ1件の地方債償還元金及び利子であり、この償還をもちまして、斎場に係る地方債の償還は終了となりました。

以上で議案第14号から18号までの細部説明を終わります。

済みません、訂正をさせていただきたいと思います。庶務事業の22節のところで、組合の負担分は保険で充当してありますということですが、「組合市」と言ってしまいましたが、「組合」の負担分ということで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

坂本国広議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時37分)

(開議 午前10時40分) ◇

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 一般質問

坂本国広議長　日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、14番、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢美恵議員。

[14番　湯沢美恵議員登壇]

14番　湯沢美恵議員　ご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

ことしは、大阪の北部地震、北海道の地震を初め、西日本の豪雨災害、また台風によります災害といった非常に甚大な被害、これをもたらしました。そういう年でございました。災害時におきます消防署の役割というのは、大変大きなものであると思うところでございます。そこで、今回のような大きな災害におきます本組合の体制がどのようになっているのか、また職員の充足、足りているのかどうか、そこをお伺いしたいと思うところです。

件名1、職員体制について。

要旨1、大規模災害時の体制と職員の充足について。

次に、件名2、大規模災害時におけるみずほ斎場の体制について。

要旨1、組合と指定管理者との連絡連携。

要旨2、斎場の受け入れ体制や依頼体制はどうなっているのか。件名1のところでも申し上げましたけれども、大変な大規模な災害が起きますと、火葬場でありますみずほ斎場も甚大な被害を受けること、あるいは本組合市内では災害がなかったものの、周りの甚大な被害によって斎場の対応が必要になってくるかと思います。指定管理となっていますみずほ斎場と本組合との間でどういった体制が組まれて、災害への対応がなされているのかを伺うところです。

要旨2のところでは、大規模なそといった災害時に、残念ながら命を落とされてしまわれる方、多くなってしまったような場合に、どのような体制になっているのか。視察に行きました東日本大震災のところの名取市では、津波によって火葬炉が使えなくなったということが起きておりました。また、東日本災害時には、だびに付すことができなく、間に合わなかつたという報告もされています。斎場のほうの受け入れや依頼の体制について伺うところでございます。

件名3、熱中症について。ことしは梅雨明け、これがよくわからないうちに、いきなり夏日という連続で、熊谷市においては日本一という高温を記録するような夏でございました。大して距離的に違わないこの組合市内も暑い日々でありました。人というのは、徐々に暑くなるということについては体が対応していくことができるようですが、ことしのようないきなりの暑さが来るような状況では、熱中症にかかる方が大勢いたと思われます。熱中症については、軽く考えが

ちですけれども、重篤な症状を示しますと命を落とす、命にかかわることになると思います。

そこで、要旨1では、ことしの状況について。本日お配りいただきました一覧表があると思います。この中でも、救急業務の概要の中によります熱中症等による救急搬送についてお示しいただきましたので、ことしの状況について伺うところでございます。

要旨2、予防対策の現状について。熱中症というのは既往症ではございませんので、しっかりと予防すれば、それなりにきちんと対応できるというものですございます。予防に向けた対策、各市、自治体でも行っていると思いますけれども、本組合市での対策について伺うものでございます。

件名4、職員のコンプライアンス対策について。冒頭、野本消防長より、この組合内の事件についての報告がございました。私がこの組合の議員になってからも、そういった職員のコンプライアンスにかかわる問題が何件か発生していると思うところです。残念ながら、また事件が起きました。教育や研修、その都度再発防止に努めるという報告をいただいているけれども、どのようにになっているのかお伺いするところでございます。

以上1回目です。どうぞよろしくお願ひいたします。

坂本国広議長 新井次長。

[新井 正本部次長登壇]

新井 正本部次長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

大規模災害時の体制についてでございますが、状況に応じて非番職員などを招集し、災害対策活動を行うこととしており、職員が自主的に参集する場合と、消防長が事態の状況に応じて招集する場合がございます。職員が自主的に参集する基準につきましては、当消防本部管内において震度5弱以上の地震が発生した場合となっております。消防長が事態の状況に応じて招集する基準及び体制につきましては、台風などによる注意報、警報または災害に関する警報等が発表され、被害が発生するおそれがある場合の警戒第1配備と、この配備では対応できない場合の警戒第2配備、全消防力を必要とする場合の非常体制でございます。

また、災害規模や被害状況と消防本部及び消防団の消防力を考慮し、応援を受ける必要があると判断した場合には、埼玉県央広域消防本部受援計画に基づき、近隣応援、埼玉県下応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける体制となっております。

次に、職員の充足についてですが、当消防本部における職員の充足率は、消防力の整備指針に基づき、保有する消防車両に対する職員数から算出しておりますが、最新の平成27年度データでは約80%であり、全国平均の77.4%を上回っている状況となっております。

また、埼玉県内の同規模消防本部と比較しても同程度の水準となっており、さらに大規模災害発生時には受援体制が確立されていることから、現在の職員で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

佐藤浩一事務局長兼総務課長 件名 2、要旨 1 についてお答えいたします。

当組合にあっては、土日及び夜間において大規模災害が発生した場合は、緊急連絡網による招集を行いますが、指定管理者に対しては、当組合に提出されております緊急連絡網によって斎場長等の指定管理者への連絡を行います。また、予想可能な台風や大雪警報が出される場合には、指定管理者に対し十分な対応を行うよう具体的な指示を行っております。

指定管理者にあっては、みずほ斎場の管理業務に関する事業計画書において、緊急時の対策といったとして、当組合及び消防署、その他関連機関と連携した消防計画、緊急連絡体制を定めております。また、自衛消防隊による火災及び震災等への対応を行うこととし、日ごろから防火管理者は消防計画に基づき、県央みずほ斎場の職員に対し必要な教育及び消防訓練を行っております。

また、災害時には利用者の安全が最優先であり、迅速かつ的確な避難誘導を行うことが最重要であると考えますが、同時に災害や機械故障などにより、長期間の機器停止など許されない施設であることから、日ごろから指定管理者との連携を密にし、施設設備のメンテナンス、緊急時における対処方法に関する指導、施設機器の故障対応や発生予防に努めております。

続きまして、要旨 2 についてお答えいたします。災害時の火葬に関する受け入れ体制につきましては、平成19年に成立した災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定により、遺体の火葬のための施設の提供について、県内市町村が相互に協力することとなっております。さらに、被災した市町村長が複数の市町村長に応援を要請する場合には、埼玉県知事に対し応援要請の依頼を行い、知事は他の市町村長に対し速やかに要請内容を伝達することとなっております。

その後、平成28年 3 月には災害時における県内県外の広域火葬の迅速かつ円滑な実施を支援するため、「埼玉県広域火葬実施要領」が策定され、これにより、県は火葬場経営者及び近隣都県等の広域火葬に係る協力の承諾状況を整理し、承諾を得られた火葬場の割り振りを被災市町村に通知するとともに、協力を承諾した火葬場及び近隣都県等に対し割り振りの通知を行うものとなっております。

また、近隣都県よりさらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、県は国に応援要請を行うこととなっております。

以上です。

坂本国広議長 田中救急課長。

[田中啓文救急課長登壇]

田中啓文救急課長 件名 3、要旨 1、要旨 2 について順次お答えいたします。

初めに、要旨 1 についてですが、平成30年 5 月 1 日から 9 月末日までの 5 カ月間における熱中症等による救急搬送人数は、5 月 6 人、6 月 18 人、7 月 98 人、8 月 77 人、9 月 3 人、合計で 202 人ございました。昨年と比較すると、5 月は増減なし、6 月は 12 人増加、7 月は 45 人増加、8 月は 33 人

増加、9月は2人減少し、合計で88人の増加となっております。年齢の内訳は、乳幼児3人、少年22人、成人72人、高齢者105人となり、傷病程度別の内訳は、重症7人、中等症73人、軽症122人でございます。また、組合市別では、鴻巣市106人、桶川市41人、北本市55人でございます。

ことしは、昨年と比較して5月から9月までの最高気温30度以上の日数が55日から62日と増加し、そのうち35度以上の日数が6日から25日に大幅に増加したことが、昨年より88人増加した大きな要因と考えられます。

次に、要旨2についてお答えします。熱中症の予防対策につきましては、当消防本部で作成した2,000枚の熱中症予防リーフレットと、国等からの予防啓発リーフレットやうちわなどを応急手当講習会や自主防災訓練などのイベントを通じて市民の皆様に配布し、熱中症に関する知識や応急手当について指導しております。

また、当消防本部のホームページに「熱中症に注意しましょう」と題して、熱中症に関する知識と応急手当及び熱中症により搬送された傷病者の搬送状況を掲載するとともに、毎年6月に当組合が発行する「県央だより」において熱中症に対する注意喚起を行っております。

さらに消防車両での広報活動として、7月29日から8月31日までの間、気温が35度以上になることが予想される場合に熱中症注意喚起を実施いたしました。また、救急車の後方ドア部に熱中症予防啓発に係る車両用シートを7月1日から8月31日まで掲示いたしました。

なお、組合市においても、各組合市のホームページや広報紙へ熱中症に関する知識や応急手当等を掲載し、防災行政無線による熱中症に対する注意喚起の放送など、熱中症予防対策を実施しております。

以上でございます。

坂本国広議長 黒沢消防総務課長。

[黒沢高志消防総務課長登壇]

黒沢高志消防総務課長 件名4、要旨1についてお答えいたします。

職員の教育研修については、埼玉県央広域消防本部職員研修規程により年間の計画を立て、研修を実施しております。その研修の中には、新採用職員を対象とした公務員としての倫理観を養成する新採用職員研修、また全職員を対象とする公務員としてのモラルや一般常識を養成する交通安全研修や人権問題研修などがございます。

また、近年においては、全国的に消防職員の不祥事が報道で多く取り上げられたことから、昨年度外部講師を招き、主査級以上の職員を対象にハラスメントや飲酒運転などの消防職員の不祥事防止対策の研修を行ってきたところですが、今回、北本東分署において不祥事が発生してしまいました。

当消防本部といたしましては、この不祥事を受け緊急の対策として、まずは全職員に対し公務員としての自覚を再認識させ、住民から信頼される職員となるよう、さらに管理職については部下職

員の模範となり、再発防止の指導を行うよう綱紀肅正の徹底を図りました。

また、本年12月10日、11日の2日間に主任級以下の若い職員を中心に、計画時期を早め、不祥事防止対策研修を行うことといたしました。

今後の取り組みとしては、これらの今まで行ってきた研修を継続的に実施することにより、職員の倫理観やコンプライアンスに対する認識をさらに深めてまいりたいと考えております。

また、職員教育については、組織全体で取り組むとともに、特に所属長や管理職が日々の業務の中で職員一人一人に対し、コミュニケーションを図りながらきめ細やかな教育を行い、不祥事を起こさない環境を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 それでは、2回目、質問をさせていただきたいと思います。

まず、件名1の職員体制につきまして、大規模災害時の体制と職員の充足につきましては、非番も入れて対応するであるとか、自主的参集や消防長が示した参集によってそれぞれの対応をするということをご答弁いただきました。その参集するということについては、特別な訓練等を行ってはいないのでしょうか。行っているのであれば、その内容についてお示しをいただきたいと思います。

それと、件名2の大規模災害時におけるみずほ斎場の体制についての、特に要旨2のほうの斎場の受け入れ体制や依頼体制につきましては、災害時の協定で県内で協力するということで、県知事に対して応援を依頼すると、そこから協力をいいですよと言ってくれた自治体についてお示しをいただくというような説明がありましたので、依頼とか受け入れについては、指定管理者であるとか当組合がそのことについて決定をしていくということではないのかなと思いますので、どういった手順になるのかお示しをいただきたいと思います。

それと、3の熱中症につきまして、今年度の状況についてお示しをいただきました。この数字を見ますと、特に高齢者の方の熱中症というのが非常にふえているなというところが感じられるところでございます。重症患者、中等症についても軽症についても、どれも非常にふえていて、特に鴻巣市、北本市に関しては倍近い人数が救急業務、熱中症によります救急搬送をされたという数字が、これを見ますと見受けられます。熱中症は、予防すればできる症状であるということで、ことしあはどの説明の中では、特に7月熱中症による搬送が大幅にふえたというのは、やはりいきなりの暑さというのが大きな要因であったと思います。

予防に関しては、2,000枚のリーフレットを配ったり、国からいただいたうちわであるとかチラシ等についてお配りいただいているようです。私もことしの春、消防団の総会のときにリーフレットをいただきまして、うちわもいただきまして、ご説明をいただきました。その総会には、関連する自治会の会長さんも大変多く参加されていましたので、大変よかったですという、そういうお言葉もいただいています。

そこで、例えば老人会のイベントであるとか、建設現場を抱えた事業所であるとか、そういうところにこちら側から出向いていって、予防についての啓発というのは行われているのでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

件名4の職員のコンプライアンス対策については、いろいろと苦労をなさりながら、新採用職員に対しても全職員に対しても、さまざま教育研修が行われているというところはわかるところなのですけれども、今回の事件も含めまして、起こってはならないという事例ではございます。在職者に対してさまざま教育を行っていますし、新採用職員に対しても行っていますけれども、特に新採用の方についてはどういった教育が行われ、12月に若い職員向けに研修を行うということですので、どういった研修を行うのか、具体的な内容がありましたらお示しをいただきたいと思います。

坂本国広議長 新井次長。

新井 正本部次長 大規模災害時の、対応する職員の参集訓練の内容についてということでお答えさせていただきます。

大規模災害時に備えて、消防職員の招集訓練を毎年3月に行っております。招集訓練は、災害時を想定し、交通手段を徒歩、自転車、バイクに限定いたしまして、勤務時間前の通勤時間帯を利用いたしまして行っているものでございます。平成29年度の招集訓練参加者は130名であり、参集率は自宅を出て30分後までが48.4%、30分を超え1時間までが33.1%、1時間を超え2時間後までが17.7%など、1時間以内に80%以上が勤務署所に到着しております。

また、招集訓練にあわせて警防本部及び各署の署隊本部運用訓練を行い、各本部の設置から大規模災害における活動方針や部隊運用、当消防本部の消防力で不足する場合の応援要請の判断、手続、受け入れのための訓練を年度ごとに段階的に行うことで、大規模災害時の体制づくりを構築しているところでございます。

以上でございます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 みずほ斎場の依頼の体制ということでございますが、県の地域防災計画におきましては、火葬は原則としてその遺族、親族者が行うものとするということになっておりまして、市町村は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行うということとなっております。実際には、例えば東日本のときなどは、県のほうからみずほ斎場のほうに受け入れができますかということで依頼が来た経緯もございます。逆に火葬を依頼する場合には、市町村を通して市町村のほうから県のほうに依頼し、またそれ以上になった場合には県から国に応援を要請するような仕組みとなっている状態であります。

以上でございます。

坂本国広議長 田中救急課長。

田中啓文救急課長 熱中症の予防啓発について、こちらから出向いて行っているのかというご質問に

についてお答えいたします。

今後も毎年予想される厳しい暑さに対して、応急手当講習会、消防訓練、自主防災訓練及び自治会の集まり、具体的に述べますと予防課の住宅用火災警報器の地区別共同購入事業の説明会や、自治会長が集まる会議、または地区によっては敬老会の集まり等にこちらから出向いて、機会を捉え、熱中症の予防啓発に努めてまいります。

以上でございます。

坂本国広議長 黒沢消防総務課長。

黒沢高志消防総務課長 それでは、新採用職員に対する研修、教育についてお答えいたします。

採用からの1年間は、新採用育成教育計画に基づき、習得目標を定め、重点的に新採用職員の教育を行っています。具体的には、配属先で新採用職員一人一人に指導担当者を選任し、業務に対するアドバイスや面談等を行いながら、1年間教育や指導を行います。6カ月経過後には、各所属に配属されている新採用職員を一堂に集めて、それぞれの成長度合いや業務内容、仕事の悩みなどを確認する振り返り研修を実施しています。また、2年目には外部研修として埼玉県消防学校に派遣し、6カ月間寮生活を行いながら、改めて消防職員としての必要な知識、技術及び公務員としての倫理、服務を習得し、消防人として、また一般社会人としての教育を行っているところです。

それと、12月の不祥事の防止の研修の内容なのですけれども、実際に報道等で発表された消防職員の不祥事の事例を交えて、実際にそういうことを起こすと刑事上の責任ですか行政上の責任、あと社会的な制裁等を周知するような研修を考えております。

以上です。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 では、職員体制について、3回目お聞きしたいと思います。

今回、この職員の充足について質問するきっかけとしましては、本組合のホームページの職員募集の人数が4人となっていたことがきっかけとなっています。この数年、募集人数は2桁であったかなと思っているところで、いきなり4人で大丈夫なのかというところが非常にありました。基本的には退職者に合わせた募集ということなのかなと思うのですけれども、本組合市の年齢構成としては問題がないのかどうかということについてはいかがでしょうか。その1点だけ3回目です。お願いします。

坂本国広議長 新井次長。

新井 正本部次長 先ほど4名ということだったのですけれども、これは退職の人数を補充するという形で4名の募集ということになっております。今までの、昨年度からここ4年ほどは10名以上の募集があったので、その辺のところは少し差があるのかなと考えております。

人員構成につきましては、平成27年度、先ほどのデータの平均年齢が39.1歳、今年度の30年度にありますては38歳ですので、1.1歳若くなっております。また、27年度の20歳代が22.5%だったのに

あって、平成30年度は27.2%ですので、20代の職員が4.7%増となっております。また、平成27年度の50歳代が20.7%、平成30年度では14.9%ということですので、50歳代の職員は5.8%、3年前に比べると少なくなっているということが、これを考えますと、うちの職員は大分若返ってきているのかなというところが比較として出ております。

以上でございます。

坂本国広議長 以上で14番、湯沢美恵議員の質問を終結いたします。

続いて、7番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

〔7番 諏訪善一良議員登壇〕

7番 諏訪善一良議員 それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、件名1、埼玉県央広域消防の当面の事業並びに各種関連機関との連携について、その姿勢を正副管理者に伺うものでございます。

まず、要旨といたしましては、前回に引き続き、桶川西分署の立地を含めた位置づけについて、また職員の職場環境並びに消防体制のあり方についてでございます。前回質問いたしましたと、およそ管理者との認識は同じであったかと思いますが、管理者の答弁ですと当消防組合の成立前の問題ということで、地区との関係を強調しておりますけれども、当組合も既に設立して20年たっております。また、交通体系も大きく変わろうとしております。そんな中におきまして、私は桶川西分署のあり方、特に高崎線を中心とした東西の署、分署のあり方がアンバランスではないかと思いまして、これを機会に当面の事業として見直すべきではないかということの提言でもあります。

要旨2、埼玉県の危機管理防災部並びに各地区（中央防災基地を含め5地域）の防災基地との連携はどのようにされてきましたかということでございます。ちょうどご承知かと思うのですけれども、10年前に県の防災危機部長さんを当組合主催であったですかね、北本市で講演をいただきました。今ちょうどその方が、川島町の町長になっておられます。今回のいわゆる埼玉スマート、今度当地区で行うわけですけれども、この5地区との連携はどうなっているのでしょうかと。中央のいわゆる防災危機センターが、隣の町の川島にございます。ヘリポートもたしか5機分、駐機場があつたかと思うのです。それから、東西南北で、いわゆる北部ですと熊谷、それから西部ですと秩父、それから東部ですと越谷、新座にあったと思うのですが、これらと連携がどのようにされているのかお伺いするものでございます。

要旨3、想定される震災・豪雨災害に対する支援・受援体制のあり方について、大規模災害を想定したとする埼玉県特別機動救援隊（埼玉スマート）合同訓練に合わせ、これを機会に近県・遠県に対する支援・受援ネットを構築したらどうでしょうかということになります。支援につきましては、今高速道路等は非常に整備されておりますので、今度逆に日本の一番の人口の半分を占める東京、埼玉、そして神奈川地域の大震災等に対する受援の体制等の、私は特に強化が必要ではないか

と思っています。そういう中にありますて、この10年間で北本市は東部地区に東分署を整備していました。そういうバランスも含めて答弁をしていただければありがたいかなと思っています。

要旨4、近年圏央道が開通し、また上尾バイパス第Ⅱ期事業化が進んでおりますが、それらの対応はどのように考えておりますか。また、現状をどう捉えておりますかということです。10年後の当地区のあり方が、先ほども言いましたように高崎線を中心として東西のバランス、危機対応についてお伺いをするものでございます。

特にさっきも強調しましたけれども、桶川の西部の分署はちょうど江川あたりにありますて、歴史的に見ますと、多分桶川の消防の大合併のときですか、それ以前の歴史、前の形の地域かなと。また、当場所は、前回の管理者の説明ですと県道に面しているということだったのですが、その後2回ほど、私のほうでまた場所を見に行ってきました。どう考えても、南側は雨が降りますと水没しております。当然車は出れません。いわゆる整備された県道の部分、北側の部分、これは当然のように接続が容易であるとは思っておりません。そのようなことも含めまして、要旨4は重なる部分がございますが、ご答弁をいただきたいと思っています。

件名2、時代の変化に対する斎場業務の対応について管理者に伺う。

要旨1、墓地のあり方等についてでございます。墓地そのものだけではございません。ご承知のとおり、現在斎場の機能というのは、今の斎場の範囲ではなくて、やはり時代に合わせていくべきではないかというふうに考えています。先日テレビでもやっておりましたけれども、今は骨仏とか、極端に言いますとペンダントにしたりネックレスにしたり、または机の上の置物にしたりして先祖を祭る部分もあるようでございます。そのような、ある面においては行政こそが一步先んじた、私は市民サービスを考える時期に来ているのではないかと思っています。

日本の歴史を見ましても、鉄道の整備、郵便の制度その他やはり行政が民ではできない部分について先んじて進めることによって、社会に先導するような形でもって、先日もこれはたしか日高議員の質問にありましたように多死社会を迎えてます。そうした多死社会に向かって、行政がある面で先導した形で、受ける墓地のあり方だけではありません。それらも含めてのあり方を検討されたらどうでしょうかという提案でもありますが、できますれば明快なる答弁をお願いをいたしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

坂本国広議長 順次答弁を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 件名1、要旨1についてお答えいたします。

前議会でも答弁させていただきましたが、桶川西分署については、広域化前から桶川市から引き継いで業務を行ってきていますので、立地を含めた位置づけについて組合独自では決められることではないと考えています。昨年度から、桶川市と担当者間で「桶川市域の消防力、救急力について」

の意見交換を行っており、今後も継続して行っていく予定であります。

また、職員の職場環境については、24時間体制という条件の中で働く消防職員の職場環境を整備することについては、当然取り組んでいかなければならない重要事項の一つであると認識しています。その中で、来年度からの2年間で北本消防署の大規模改修工事を予定していますが、今後、他の庁舎においても老朽化が進んでいるため、トイレや浴室などの改修や大規模修繕等計画的に進めていきたいと考えています。

次に、消防体制のあり方については、管内住民が安心安全に暮らせるよう、火災・救急・救助などの全ての災害に対応できなければならぬと考えています。現在、1本部3消防署6分署体制で、消防車両約20台、救急車10台が、常時出勤できる体制で対応しているところです。

なお、要旨2以降につきましては、担当から答弁申し上げます。

坂本国広議長 黒沼警防課長。

[黒沼浩二警防課長登壇]

黒沼浩二警防課長 件名1、要旨2から要旨3について順次お答えいたします。

埼玉県危機管理防災部との連携についてでございますが、同部の課である危機管理課とは国民保護や新型インフルエンザ等、消防防災課とは消防行政全般や防災対策等、また化学保安課とは県から権限移譲された液化石油ガスや火薬類の事務において、それぞれ指導、報告等により連携しているところでございます。また、人事交流といたしまして、現在消防防災課へ1名、消防学校へ2名、防災航空隊へ1名の職員を派遣し、密接に連携を図っているところでございます。

次に、防災基地は埼玉県が総合的な防災活動機能の拠点の一つとして、救援物資の備蓄及び集配機能、活動要員集結機能、訓練研修機能を有しております、主な施設として防災倉庫、臨時ヘリポート、ヘリコプターの駐機場、救援物資等の集配・仕分け場、耐震性貯水槽、自家発電装置などがございます。県内には越谷防災基地、新座防災基地、秩父防災基地、中央防災基地、熊谷防災基地の5カ所があり、県の支部組織がそれぞれの管理運営を行っているものでございます。

防災基地との連携については、平時は無人の施設でありますことから特段の連携はございませんが、防災基地に保管している資機材を借用することが可能となっております。また、大規模災害時においては、防災基地が有する各種機能が活用されるものと考えております。

次に、要旨3についてお答えいたします。埼玉県特別機動援助隊（埼玉スマート）は、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、埼玉県内において、震度5弱以上の地震、航空機事故、列車事故、高速道路上での多重事故及びその他の人的被害が多大であると推測される災害が発生した場合に、災害発生市町村の長からの要請を受け、埼玉県知事の指示、要請により出動するものでございます。

近県・遠県に対する支援・受援につきましては、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化されておりますので、こちらで対応してまいりたいと考えております。

この緊急消防援助隊は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時において被

災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的な観点から人命救助活動等を迅速に実施し得るよう組織されたもので、これにより全国の消防機関相互による援助体制が構築されたものでございます。

このことにより、埼玉県内で大規模な災害が発生し、応援要請した場合においては、消防庁長官の第一次出動指示等により、隣接する茨城県、群馬県、千葉県及び東京都の4都県からの応援出動と12県からの出動準備が計画されております。

また、埼玉県外で大規模な災害が発生した場合においては、消防庁長官の第一次出動指示等により、5都県への応援出動と12道県への出動準備が計画されているものでございます。

以上でございます。

坂本国広議長 野本消防長。

[野本照夫消防長登壇]

野本照夫消防長 件名1、要旨4についてお答えいたします。

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、平成22年3月28日に桶川北本インターチェンジ間まで延伸供用し、平成27年10月31日に桶川北本インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジ間の延伸供用となり、管内全線が開通されたところでございます。圏央道の交通事故等に対する出動件数でございますが、平成26年中は救急出動が1件ございましたが、平成29年中は火災出動1件、救助出動2件、救急出動8件と増加しているところでございます。

圏央道における対応でございますが、当消防本部は平成13年に策定した消防計画に基づき、高速道路災害活動計画を各関係機関と協議を重ね策定いたしました。災害時には、この活動計画に沿つて、一般道路での救急出動には出動させていない指揮隊を出動させるなど、発災時の対応を円滑に行うことにより、被害を軽減し、二次的災害の発生を防止しております。

また、隣接の川越地区消防局及び埼玉東部消防組合消防局と締結している消防相互応援協定、さらには10消防本部との関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定により、大規模な火災または交通事故等が発生した場合に相互に協力し、毎年訓練を重ね、被害を最小限に防止する体制を構築しております。

次に、上尾バイパスでございますが、平成28年4月29日に桶川市川田谷間までの第Ⅰ期区間が開通し、第Ⅱ期区間として鴻巣市箕田までの事業が進められているところでございます。上尾バイパスの出動件数でございますが、平成28年中は救急出動5件ございましたが、平成29年中は救急出動9件、警戒出動2件と増加しているところでございます。

上尾バイパスにおける事故等の対応でございますが、一般道路と同様な対応としており、災害規模により増隊するなど、災害現場に即した適切な対応をとっております。

現段階において、特段の問題はないものと考えておりますが、区間の延長に合わせ、訓練、実災害等において新たな課題が今後発生した場合には、各関係機関と協議し、対応してまいりたいと考

えております。

以上でございます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

[佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇]

佐藤浩一事務局長兼総務課長 件名2、要旨1についてお答えいたします。

墓地のあり方等につきましては、前回の議会質問で公営墓地の整備としてお答えさせていただきましたように、平成10年4月の県央みずほ斎場開設に当たっての基本方針にございますとおり、墓地等の業務は地方自治法上市町村の事務であり、当組合としてはこれを行わないとしております。なお、共同処理をする事務として、組合市の合意形成がなされ、規約変更となった場合には検討するとあります。

また、粉骨設備に関しましては、県内18の公営斎場と21の火葬場施設に確認をしたところ、全ての施設において粉骨設備は整備されておりませんでした。当事務組合におきましても、現状では整備を行う予定はございません。

以上でございます。

坂本国広議長 諏訪善一良議員。

7番 諏訪善一良議員 それでは、また2回目の質問をさせていただきます。

原口管理者にお伺いしたところ、ほとんど前回と同様な答弁だったわけですが、今聞いておりまると、圏央道、上尾バイパス、いわゆる事故等が増加しておると。恐らく10年後には本格的に開通するとなれば、事故はますますふえていくのではないかと。現在の配置図を見ますと、高崎線を大体中心にしていいと思うのです。以前、高崎線が長期ストでとまったときに、各踏切、大体遮断機がおりて東西の交通が分断されました。北本市は、つい先日といいましょうか、3年前に開通した圏央道ができて、ここが立体化されることによって2カ所の立体化ができて、今はかなりよくなつたと思っているのですが、しかしこういうような大きな大災害を想定した場合、やはり消防業務はまさに1分1秒を争うものだと思うのです。

そうしたことを考えれば、今上尾バイパスの整備が進む中において、そして事故等がふえている中において、過去の歴史に縛られることだけではなくて、地元の問題と言っていますけれども、県央という全体の組織の中で、そういう将来のことを考えていくべきではないですか。その辺は、どうも全体の認識は同じなのですが、今後の対応につきましては当消防本部で決められないと言っていますが、ここには正副管理者、鴻巣の市長でもある管理者、地元である、副管理者の桶川の市長、そして北本の副管理者の市長がいるわけでして、またこの位置するところ、まさに桶川と上尾との境ですよ、事実上。

先日も伺って、写真等も見させていただいたのですが、原口管理者の前回の答弁ですと県道に面しているとのことなのですが、県道に面しているところは完璧に水没していますよね。結果として

は、今はサンアリーナですか、ここを使っていると。ここへ行ってまいりました。事実上、職員が6人いればいっぱいの部屋でして、消防署が災害に遭った場合、真っ先に職員、それから消防機器をこちらに避難しなければならない、こういう状況でいいのですか。先ほど消防長が答弁された、いわゆる市民の安心安全、確保できないではないですか。現場を見て、先日もあれ以来、3回も実は伺ってきました。写真も撮ってまいりました。あの水が出ている状況では、たしか県道の下の橋脚の下、桶川市のあればたしか放置自転車の置き場所だったのですが、完璧に水没する場所がありました。

こうした中で、今管理者の言う市民の安心安全が保たれるのですか。そういうような分を含めて、この辺はきょうはお元気に桶川の副管理者、市長である小野副管理者も出席されていますので、この場所をよく知っていると思うのです。こういう改善をしなければ、まさに市民の安全安心、口先のことであって、実際の現場を見ていない行政ではないかと思うのですが、もう一度その点につきまして、こうした写真、完全に水没してしまっているのです。消防署がこういう状態でいいのかと。そういうことは環境の問題なのですけれども、あの消防分署を見ますと西側が全部あいていますから、相当な西日も当たるだろうし、職員の職場環境、最悪ではないかなと。

以前私は、質問を10年ほど前にさせていただいて、桶川の消防署、この仮眠室が余りにも悪いのではないかと、どうかという点をさせていただきました。おかげさまで改善をしていただいたので、少しはましになったかなということと、圏央道開通に当たって、当面事故等には対応できるように、桶川消防署には救急車を2台配置すべきではないかと申し上げまして、ある面では圏央道の開通に間に合ったという結果ではないですか。今の原口管理者の答弁では、余りにも後ろ向きで、いわゆる全体像として見ているとおりなのだけれども、鴻巣、北本、桶川を見たときの西側の体制が余りにも脆弱ではないかと思うのですが、それについては桶川市の以前の、消防の合併の以前の地域であるところの今の場所、適正であるというふうに考えているのですか、もう一度答弁ください。私はどう考へてもこのような、消防署も駐車場も含めて水没してしまうところ、大雨が降ったら消防署の職員が、消防署の機能がまず避難しなければならない状態、これは正常とは思っておりません。もう一度しっかりと答弁を原口管理者に求めます。

また、そのような状況の中におきまして、きょうはせっかく体調を整えられて小野副管理者に出席していただいておりますので、その辺につきましてもお考えを伺えればと思いますので、答弁をお願いいたします。

それから、次に今の防災管理につきまして、この埼玉県のいわゆる防災基地、川島には確か駐機場が5機分ですか、ある。これは無人ということだったのですが、ふだんの連携は、質問にありますようにどのようにされているのか。恐らく東西南北配置をしまして、ヘリポートもできていましたよね。熊谷でしたら、いわゆる今度はラグビー場の隣、ヘリポートになっています。実務的にどのような活用を、今想定しているのでしょうか。お考えを、これは黒沼さんでしたか、ご説明いた

だきたいと思っています。

前回の質問で、いわゆるヘリポートのある病院というと日赤、それから北里はいわゆる第2次救急だから、あるけれども、使わないというような答弁だと思うのですが、当県央地区におきましては、ある意味においては唯一のヘリポートを持っている病院だと思うのですが、ここを有効活用できる方法はないのでしょうか。この辺についてはご検討していただければと思うのですが、含めてご答弁いただければと思っています。

それから、近県・遠県に対する支援、それ以上に今度は大きな地震が当地域も、ちょうどこれは鴻巣、北本、桶川も続いていたと思うのですが、綾瀬川断層というのが想定されていまして、かなり大きな地震が来るのではないかとちまたでは言われております。逆に言うと、受援という立場から考えた場合、こういうのはヘリポート等は使えないのでしょうか。この辺も、現実に照らした中でご答弁いただければありがたいと思います。

例えば、東北地区で地震が起きた場合は、高速道路の東北道またはいわゆる国道でいうと13号線、これは東北地区のところは、ある意味においては大地震については遠県・近県との、いわゆる消防庁長官からですか、のいわゆる命を受けてではなくて、さっきも言ったように友好都市というのですか、連携を積極的に、現地の消防署ととっておいたら、もっとスムーズにいくのではないかなど。何か事件があったときに、行って電話をして名詞を交換してではなくて、ふだんからそういうような遠県・近県との行き来をしておく。お互いの顔を見れば、どうもとあいさつをやって緊急連絡とすれば私はいいと思うのですが、そのようなお考えはいかがでしょうか。

それから、圏央道の開設に関してについてなのですけれども、先ほどの一番初めの県央消防のあり方という観点から、今事故がふえている。恐らくこれからも減ることはないであろうと。場合によっては、最悪は多重事故が起きるのではないかというふうにも考えております。以前に北本の東分署をかなり広域にしていただきまして、かなり今使い勝手がよくなっていると思います。それは、ある意味においては受援、支援を考えても使える施設になったのかなと考えておりますので、1番の件名ともあわせて、ここについてはご答弁いただきたいと思います。

それから、件名2なのですが、これについてはまさに時代の変化に対する、今の佐藤事務局長の答弁ですと、他に例がないからという答弁でした。であるからこそなのですよ。この多死社会において、私は斎場の役割は、もっと市民側の立場に立って、一歩先へ行く行政をやったらどうなのだろうかと、こう思うのです。だから、他に例がないからというのは、全くの行政の後ろ向きなスタイルで、一番初めに原口管理者が言われた市民の安心安全、その考えをもっと広めていくべきではないかと。このような考えにつきまして、答弁ができたら、これにつきましても、その姿勢として管理者からご答弁いただければありがたいと思います。2回目の質問とさせていただきます。

以上です。

坂本国広議長 原口管理者。

原口和久管理者 それでは、件名1、要旨1の再質問についてお答えをいたします。

当然、先ほど来諒訪議員のほうからもお話がありますように安全安心、これは消防はもちろん行政の役割責任というのは大変重要である、これは当然のこととござります。この消防組合でございますけれども、平成8年に統合いたしまして、稼働したところありますけれども、その前段の中でいろいろとさまざまな協議を行つてまいりました。当然、最近では北本の東分署も新設すると、あるいは桶川消防署につきましても新たな施設の整備をする。そういうもろもろの話し合い、協議の中で進めてきた当組合でございます。おおむねその条件につきましては、クリアできたのではないかなどといふうに私は思っております。

それにつきまして、今後でございますけれども、当然それぞれの地域の安全というものを考えたときに、どういうふうにしていくかというのも大変重要な課題でもございます。ただ、3市の財源、財政というのもしっかりと受けとめなくてはならない。これから消防の庁舎につきましても、非常にもう老朽化が激しくなってきておりまして、先ほども答弁申し上げましたように、北本の署につきましてもこれから大改修しなくてはならない。今後、それぞれの庁舎の改修等、非常に大きな財源が必要でもございます。斎場につきましても、もう20年たっておりますので、非常に老朽化が著しい、雨漏りも大変しております、そんな状況でもございます。

それらを総合的に考えていかなくてはいけないわけでございまして、今後桶川の西分署でありますけれども、先ほどからお話があるように高崎線の西側の消防体制、消防力というのはどうなのかということでもございますけれども、現状おおむね良好な状況で、私は消防体制、救急体制ができている、そのように思っておりますけれども、1回目の答弁でも申し上げましたように、桶川市と今、担当者間での協議を進めております。今後それらの協議をどういうふうにしていくかというのもしっかりと煮詰めながら、今後の課題にいかなくてはいけない、そのように思っております。

坂本国広議長 黒沼警防課長。

黒沼浩二警防課長 防災基地について、どのような活用をというご質問について、まずお答えいたします。

防災基地については、この地域において、当消防本部管内において大規模な災害が発生した場合におきまして、当消防本部管内の消防力ではもう対応できない、そういうときに応援要請をするときに活用するということが考えられるかと思います。具体的に申し上げると、消防防災課に派遣している職員がございます。こういうものとか、それから緊急消防援助隊というものを応援要請いたしますと、埼玉県の県庁のほうに緊急消防援助隊応援活動調整本部という組織がつくられます。こちらのほうに職員を1名派遣する計画になっておりまして、ふだん以上に密接な連携をとって対応してまいるというような形になります。

実際に防災基地をどのように使うかというふうに申し上げると、緊急消防援助隊がこの地域に参るといったときにおいて、進出拠点と申しまして、他県の緊急消防援助隊の部隊が当消防本部管内

の近くまで来るときに1回集まる場所が決められます。そういう施設として防災基地が指定されておりますので、そういう例えは中央防災基地が指定されたならば、進出拠点に行く職員も計画をされておりますので、こちらから出迎えに行くような形になりますが、そういう連携活動が考えられます。

続きまして、ふだんの連携というところでございますが、1回目の答弁と重なりますけれども、無人の施設でなかなか業務上これといった連携もございませんので、必要に応じて連携をさせていただくというような形になろうかと思います。

それから、受援でヘリポートが使えないのかというご質問でございますけれども、ヘリポートについては、例えば北里さんのヘリポートについては、どちらかというと小さいヘリコプターしか駐機できないような構造というふうに伺っておりますので、どちらかというと例えばドクターヘリとか、そういうものでは活用できるのかなというふうに考えております。それ以外の中型、大型のヘリコプターについては、それぞれ発災した市町村に応じて臨時の離着陸場というのがあらかじめ計画されておりますので、そちらを活用するというようなことになろうかと思います。

それから、友好都市的な支援、応援はというご質問についてでございますけれども、こちらについては現在消防相互応援協定というような形で、近隣の消防本部さんであるとか、県内の消防本部さんとやらせていただいている。他県については、緊急消防援助隊という制度でやっておりますので、これで引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 それでは、件名2につきましての再質問でございますが、件名2につきましては、ご承知のように斎場の業務につきましては指定管理者のほうで行っており、組合の事務といたしましては、先ほど1回目の答弁で説明させていただきましたように、各組合市で合意形成がなされれば行っていきたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

坂本国広議長 野本消防長。

野本照夫消防長 上尾バイパスの全線開通についての事故対応でございますけれども、当然のことながら交通量がふえますので、交通事故などの災害が多く発生するということは予想されるものでございます。その一方で、こちらの消防本部まで開通をいたしますと、こちらにある消防車や救急車、特殊車両が上尾バイパスを使用して、管内の西側の災害現場まで早期に到着ができるのではないかと、そして増隊ができるのではないかというふうにも考えております。こうしたことでもございますので、現時点では現行の体制の中で対応していく、今後の推移を見たいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 諏訪善一良議員。

7番 諏訪善一良議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

管理者に伺いたいのですけれども、現場で消防車が、また職員の車が出入りできない状態です。ほかの老朽化もわかります。でも、消防署まであって、そこで車が出入りできない状態になっている状態を、ほかと総合的に考える、最優先事項ではないですか。

それで、今の備えは、消防署が地元のこれは桶川のサンアリーナの委託業者と、お願いという形でもって場所、土地を借りている。これでは、市民の安心安全は全然得られていないではないですか。ほかと総合的に考えているのですと。この水浸しで使えていない状態の、災害時に消防署が避難をする、これで市民の期待に応えられるのですか。財政が厳しい。しかしながら、それでは基本における消防業務そのものの方が、最も台なしではないですか。それでもあれですか、財政が厳しいから、そして桶川の消防署がこの組合をつくる平成8年前からの場所だから、だから今この県央全体を考えるのではないですか。

先ほども言いましたように、これ単に桶川のサンアリーナの施設使用に伴う合鍵の借用、お願いだけですよ。本来県央消防と、多分持ち主であるところの桶川市との間で使える協定を結ぶとか、契約すべきなのではないですか。場所は、桶川市で机を1個、2個置いただけですかね。事実上緊急のための設備、持ち込める範囲ではないですよ。現場を知らないのではないですかね。

この間の雨が降ったときの状況、浸水する県道の部分ですら水没してしまうのですよ。全体の状態を見て、まさにこれはもう緊急事態ではないですか。消防署が雨が降ったら避難をする、そういう消防署があつていいのですか。もう一度、全体の中で総論的ではなくて、この各論にきちんとお答えいただきたいと思います。

それから、今の斎場のあり方で今後ですか、お答えの中では組合市の中で変えていけばできるということだったのですが、まさに県央のこの3市の中で、埼玉県の場合は特に人口が戦後70年間ですか、ほぼ6割ですか、なっていますよね。そうすると、まさに多死社会の象徴たる地域になってくると思うのです。そんな中で、私は時代に合う……時代に合うではないですね、その先を行った考え方3市が知恵を出して、そういうある意味においては残された家族やその他を含めての負担のかからないような、行政の果たす役割、そこにあると思うのです。先導的に対応していただけたらということで、このところにつきましては規約等あって、変えてもらうような今佐藤事務局長からの答弁があったからよかったと思っています。

また、補足では、今消防長のほうからですが、上尾バイパスが開通すれば県央本部、本署からも行けるということだったのですが、確かにかなり改善はされると思っています。でも、これには時間が相当かかります。第Ⅱ期工程はいつごろ終わるのですか、上尾バイパスの。第Ⅰ期で、せいぜい今圏央道まで来ている段階で、今鴻巣側が土地の買収を始めていますよね。それずっと待っていられないと思うのです。上尾市の場合だと、ちょうど高崎線を中心軸にしまして、ともに3署部分、分署で3つになつていて、かなりいい配置になっているのかなと思います。上尾の場合も産

業道路があつたし、また国道17号があつたしと。上尾バイパスが開通したら、こうした、ある面においては先を見た方向における改正が必要ではないでしょうか。

そういうような点からも、災害が出てからでは遅過ぎますので、また上尾バイパス開通を待つてから整備をすればいいという考えではなくて、大きく南部地域、またこれ見ますと、今回の資料を見ますと、どうも事故その他火災等も桶川地域がちょっと多いように見えます。そういうのも考えれば、今の機能で桶川の西分署の機能が十分発揮されるとは思っておりません。そういう意味におきましては、もしできましたら、もう一度管理者のほうから責任のある答弁と、現地のよろしかつたら小野副管理者のお考えをお伺いし、そして早急に他の施設の老朽化、それ以上のスピードで、この機能を果たせるような分署にしていただきたい。できましたら、そういう将来性を持ったご答弁を期待をいたしまして、3回目の質問といたします。

以上です。

坂本国広議長 野本消防長。

野本照夫消防長 それでは、初めに私のほうから桶川西分署の車両を移設したという、その件について答弁をしたいと思います。

過去におきまして、江川の氾濫により桶川西分署の消防車両をサンアリーナに移動したというのは、実際上ございます。ただ、このサンアリーナにつきましては、災害時、大雨も含めてですけれども、消防の業務継続の代替施設として桶川市のほうから借用させていただいておりまして、無線にて出動指令が傍受できまして、災害の出動は可能というふうになっている状況ではございます。

それから、今年度から江川の調整池の工事、これにつきまして始まるというふうに伺っております。これらの状況等を確認しながら、立地を含めた桶川西分署の位置づけにつきましては、桶川市と意見交換を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 先ほどございました多死社会に対応できるようにというご質問についてでございますが、斎場の火葬につきましては、今後火葬がふえても十分に対応はできます。

また、先ほどの墓地や散骨等につきましては、3市からの提案がない限り、このままでいきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、今後は組合といましては、斎場の改修等に力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 以上で7番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 零時05分)

◆

(開議 午後 1時08分)

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、3番、潮田幸子議員の質問を許可いたします。

潮田幸子議員。

[3番 潮田幸子議員登壇]

3番 潮田幸子議員 議席番号3番、鴻巣市選出、公明党、潮田幸子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

件名1、救急出動要請について。救急搬送も火災出動も、一刻も早く現場に到着することが望まれます。しかし、緊急性のない救急通報により、本当に緊急の必要のある人に対して救急車の到着や病院への搬送がおくれ、救うことのできる命も救われない事態もあり得ます。緊急性があるかどうかの判断は、利用者のモラルが問われる部分もありますけれども、余りにも安易に119番通報する例もあると耳にいたします。救急車は、万一の急病や事故に備え、安心して暮らすための貴重な財産です。その限りある貴重な財産を、本当に必要な人が必要なときに利用できるよう、命を救う救急車の使命として、救急車の適正利用を広く周知すべきであると思っております。

7119が、昨年から埼玉県でも整備されました。救急車を呼ばなくても電話で相談できる窓口であります。これを市民の方が利用すれば、119番にかけてくる電話が真に緊急性のあるものに絞られ、不急の救急出動の抑制につながり、救える命を確実に救う救急車本来の使命を果たすことにつながります。常に緊迫した状況の中で119番通報を受ける当組合の消防本部が、より高度な救命活動に従事できることに直結すると考えます。こうした観点から、以下質問いたします。

要旨1、急病や一般負傷等の搬送をする出動件数は、年次的には増減はあるのか。また、救急出動のない急病や一般負傷等、住民からの問い合わせの件数の現状はどうかについてあります。東京消防庁のデータでも、救急隊が搬送した方のうち、入院を必要としない軽症の割合は50%を占めているとのことであります。総務省消防庁や東京消防庁のデータはホームページ等で確認ができますが、本管内においての状況について伺います。

要旨2、救急出動のない急病や一般負傷等、急を要する119番通報等による問い合わせは、どこまでが消防本部の守備範囲かであります。家族や周りで事故やけが、急病等急にぐあいの悪い方がいて、どうしたらいいか判断に迷う場合、まずは119番に通報すると思います。しかし、119番通報の電話回線や電話応対の職員数には限りがあり、長時間対応は難しいですし、実際には119番通報で対応できる内容にも限界があります。救急出動のない急病や一般負傷等に対してはどのような対応としているのか伺います。

要旨3、本来救急出動を必要としない119番通報問い合わせの防止に対し、消防本部としてどのように啓発強化をするのかについてであります。近年、小児救急# 8000番は、子育てママたちには広く浸透しております。大人の救急対応についても、# 7119が埼玉県では365日24時間対応となっ

ております。急なけがや病気の際に、救急車を呼ぶか、今すぐ病院に行ったほうがよいのかなど判断に迷った場合に、専門家から電話でアドバイスを受けたり、適切な医療機関の案内を受けることができる窓口がありますが、まだまだ認知度が低いように思います。この# 7119の啓発が大変重要なと考えますが、さらなる工夫などどのように強化する考えか伺います。

件名 2、消防活動要請について。

要旨 1、全体の通報に対する誤報の状況はどうかあります。数年前、休日の早朝、けたたましいサイレンの音とともに、数多くの消防車が近所の工場を囲むように到着し、近隣周辺に緊張が走りました。結果的に火災報知器の誤作動による誤報であり、事なきを得、ほっとしましたが、思いのほか長く消防車が現地におり、もしも同時刻に本当の火事がほかの場所で起こっていたら、消防車の到着に支障を来す可能性があるのではないかと危惧いたしました。火事だと判断して通報し、たとえそれが誤報であっても、現場に駆けつけた結果何もなかつたのであれば、それが一番よい結果ですが、119番通報による全消防活動要請の通報に対し、本管内における誤報の状況について伺います。

要旨 2、誤報であった場合の近年の出動状況とその影響はどのようなものがあるかあります。一たび119番通報で消防活動要請があれば、誤報であっても出動すると聞いています。特に特殊建物火災では、それが誤報であっても消防車の出動台数は多くなりますから、同じタイミングで本当の火災が起きた場合、出動がおくれる可能性もあります。火災では、1分のおくれが大きな延焼につながり、対応のおくれが命の危険に及ぶおそれもあります。本管内でその状況、その影響について伺います。

要旨 3、誤報防止の対策はどのように図るのかあります。煙や火災報知器の音で火災と判断し、通報がある場合、またいたずら通報、特殊建物火災対応の自動火災報知設備等、警報機器による誤作動の場合もあります。いずれにしても、誤報防止対策が必要と考えますが、どのようにそれを図るのか伺います。

坂本国広議長 小林指令課長。

[小林正士指令課長登壇]

小林正士指令課長 件名 1、要旨 1 から要旨 3 について順次お答えいたします。

要旨 1 の出動件数につきましては、平成27年から平成29年までの3年間において、それぞれ1万606件、1万924件、1万1,359件で、年々増加しております。このうち、傷病者を病院へ搬送した件数は、それぞれ9,383件、9,641件、1万40件であり、同様に年々増加しております。また、出動件数には、本人からの拒否等による不搬送件数が含まれております。

救急出動のない急病や一般負傷等、119番による問い合わせの件数は、平成27年からの3年間において、それぞれ739件、641件、535件であり、現状としては年々減少傾向にある状況でございます。

次に、要旨 2 についてお答えします。119番通報を受信した段階で、「病院を教えてほしい」、「救

急車を呼んでもいいのかわからない」等の相談での通報は、傷病者の状況等を確認し、自家用車などで病院へ行く場合は、埼玉県が運営している救急電話相談# 7119をご案内しております。

この# 7119は、平成29年10月1日から国が普及を進める共通ダイヤルとして埼玉県でも導入され、大人、小児とも相談時間が24時間化され、急病やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じるものでございます。しかしながら、ダイヤル回線やIP電話等により# 7119へつながらない場合には、# 7119と同じ場所につながる一般の電話番号を教えてかけ直していただいております。また、当消防本部が埼玉県救急医療情報システムを利用して医療機関を案内している場合もあり、さまざまな状況にある住民に対し、適切に対応するよう努めているところでございます。

次に、要旨3の救急出動を要しない119番通報の防止につきましては、要旨1でお答えしましたように、救急車を要しない119番通報は減少傾向にありますが、看護師が対応する# 7119の周知啓発活動を今後も進めていくことにより、さらに減少につながるものと考えております。具体的には、# 7119 P R カードやポケットティッシュつきP R カードを、応急手当講習会や自主防災訓練など消防イベントを開催する際に市民の皆様に配布し、また当組合が発行する「県央だより」への掲載等を引き続き行ってまいります。

件名2、要旨1から要旨3まで順次お答えいたします。要旨1の火災及び警戒通報の件数につきましては、平成27年から平成29年の3年間において、それぞれ357件、432件、470件あります。このうち、消防隊が現場を確認して誤報であったものは、それぞれ50件、42件、48件であり、ここ数年においては、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、要旨2についてお答えします。誤報の内訳としては、通報者の誤認によるものや、自動火災報知設備等の誤発報等でございます。通報者の誤認による出動は、平成27年から平成29年の3年間において、それぞれ22件、15件、17件であり、また自動火災報知設備等の誤発報等による出動は、それぞれ28件、27件、31件でございます。

これらの誤報による影響でございますが、通報のあった段階では誤報であるか否かは判明しませんので、出動から誤報であることの確認ができるまでの間は、他の災害事案が発生した場合であっても出動できないという状況でございます。

当消防本部では、通常の建物火災出動の場合には、水槽付消防ポンプ自動車等10台、中高層建物火災出動では、はしご付消防ポンプ自動車が増隊となり、合計12台の車両が出動いたします。一時的とはいえ、誤報と判明するまでの間、これらの車両は他の災害に対応することはできなくなるわけですが、指揮隊長が迅速に誤報の判断を行うことにより、早期に車両を引き揚げさせるなどして、他の災害に対応できるよう努めております。

次に、要旨3ですが、通報者の誤認である場合等には、その多くが通報者の錯認によるものであると考えられます。しかしながら、誤報を恐れて通報をためらうことのないようにすることが必要

でありますので、組合市が行う防災訓練の際に当消防本部による119番通報訓練などを通じて、今後も啓発してまいります。

また、自動火災報知設備等の誤発報の場合は、その鳴動の原因を特定し、機器等を改修するよう所有者等に対して説示することで、少しでも誤報を減らせるように努めているところでございます。

以上でございます。

坂本国広議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時24分)

(開議 午後 1時24分)



坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を開いたします。

潮田幸子議員。

3番 潮田幸子議員 それぞれ答弁いただきましたので、再質問を少しさせていただきたいと思います。

最初の件名1のほうで、要旨1に関連してありますが、答弁で件数は示されましたけれども、救急出動のない急病や一般負傷、問い合わせ等のうち、#7119にかけることで解決できるものはどのくらいの割合と考えているのか。

さらに、#7119で対応できるもの以外ではどのような事例があり、また消防本部としてはどのような困難を抱えているのかお尋ねいたします。

要旨3については、総務省消防庁ホームページにも適正な救急車の利用として#7119が示されています。答弁にありました応急手当講習や自主防災訓練など、消防のイベントを通じて市民に配布と答弁ありましたけれども、そうしたイベントに参加する方という方は、もとから救急車の適正利用などへの意識は非常に高いというふうに思います。駅の掲示板だとか、医療機関への啓発ポスターの張り出しだとか、なかなかちょっと私は今までこうしたものをポスター等で見る機会がなかったように思います。

ここで少し提案もあるのですけれども、本日各管理者、副管理者いらっしゃいます。自治体から来ておりますので、それぞれの自治体で行っている国民健康保険のビニールケースとか、救急車に電話をしようと思う前に、一回電話する相談窓口があるということを知るためにも、そういったビニールケース等に#7119を明示したシールを張るとか、そういった多くの目に触れるような掲示を構成自治体に依頼するなどの工夫ができないか。そのことで適正な利用、本来救う命のほうを優先できるように、またそうではない緊急性のないものについては、119番ではなくできるということが確認できればと思いますが、それについての見解を伺いたいと思います。

件名2のほうです。答弁にありました自動火災報知設備等のもの、そういった設備を設置している建物、管内にどのくらいあるのか。また、その自動火災報知設備等警報器という通報システムが

どういうものなのか確認をしたいと思います。

要旨3のところでは、27年、28年、29年で誤発報が6%から7%になる、全体からするとそのくらいかなと思うのですけれども、自動火災報知設備等警報器、要は通報があれば消防としては出動しなければならないわけですけれども、その警報器が鳴ると建物の中の人は、それがもし誤報だとしても、とりあえず一瞬は火事かなと思う。だけれども、毎回毎回それが本当の火事ではないというふうになると、「オオカミが出た」のオオカミ少年ではないですけれども、火事だというふうに認識をしなくて、いざ本当の火災のときに火事だという認識がなくなって無関心になってしまふかなと思います。この自動火災報知設備の誤作動をなくすことが、不要な出動要請をなくすというのと同時に、火災による被害を最小限にとどめることができるかと思いますので、こういった誤作動に対して消防本部としては、その建物の管理者等にどのような指導を行っているのかを確認したいと思います。

坂本国広議長 小林指令課長。

小林正士指令課長 件名1、要旨1、要旨2に関連した再質問にお答えいたします。

救急出動のない急病や一般負傷、問い合わせ等のうち、#7119にかけることで解決できるものはどのくらいの割合と考えるかにつきましては、当消防本部から#7119を紹介し、その後119番通報によりかけ直してきたケースは少ないとから、#7119にかけることで何らかの解決がなされているものと考えております。なお、この#7119は看護師が電話で相談に応じるということであり、解決できる割合は高いものと考えております。

また、#7119で対応できるもの以外はどのような事例があるかにつきましては、#7119が何らかの理由により通じないような場合に119番通報される場合がございます。#7119に通じないような場合の119番通報への対応としましては、傷病者の状況等を確認し、埼玉県救急医療情報システム等を使い、診察可能と思われる医療機関を案内しているところでございます。

次に、消防本部として抱えている困難ということですが、「自宅から近い医療機関を探してほしい」というような通報者の意に沿う医療機関の選定に苦慮した事案が散見されます。

以上でございます。

坂本国広議長 田中救急課長。

田中啓文救急課長 件名1、要旨3、#7119についての再質問についてお答えします。

#7119は、国、県が急な病気やけがに対する不安を解消するとともに、軽症患者の集中による救急医療機関の負担を軽減するために始められ、推進する事業でございます。毎年県からポスターやPRカードなどが作成され、消防本部、組合市及び学校等に配布されております。今後も、当消防本部におきましても、消防のイベントや各組合市の防災訓練等のイベントにおいてポスターの掲示やPRカードを配布し、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 長島副参事兼予防課長。

長島史哲副参事兼予防課長 件名 2、要旨 2 の自動火災報知設備等警報機器についての再質問にお答えいたします。

当消防本部管内における自動火災報知設備は1,796棟、非常警報設備が372棟の防火対象物に設置されております。自動火災報知設備等は、その設置及び維持に関する技術上の基準が消防法施行令等に定められており、防火対象物の用途または状況等により、それぞれの機器の構成が異なり、幾つかの種類に区分されております。一般的な自動火災報知設備の場合は、熱、煙等を感知する感知器、感知信号を受ける受信機、警報を発する音響装置等で構成されます。

次に、要旨 3 の誤発報に対する消防の指導についてでございますが、誤発報につきましては故障に起因するものは少なく、感知器の特性上、日常的に起きている環境の変化等により機器が作動することがほとんどでございます。例えば、強風による急激な気圧の変化や直射日光による急激な温度変化、携帯電話の電磁波、虫の侵入などなど誤発報の原因としてさまざまなもののが判明しております。一過性でない継続する誤発報の場合には、消防として関係者に対応を求めるが、その整備、修繕などが、法により消防設備士の資格を有する者でなければならない場合が多い上、相応の経費を伴う場合もありますことから、保守業者等に対しまして個別に誤発報の状況を聞き取るなどの調査をした上で、感知器の種類、位置の変更や機器交換等を含めた改善を指導することとしております。本年、継続性がある誤発報がありましたが、現在保守会社と現地確認をするなど調査を進めている状況にあり、原因の特定により改善されるものと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 潮田幸子議員。

3番 潮田幸子議員 済みません、1点だけ再々質問したいと思います。

件名 1 の要旨 3 のところで、先ほど周知のことについてありました。たまたま昨日、地元の自主防災訓練がありました。そこで# 7119とかというのがあるかなと思って見回しましたけれども、そういうところには特にありませんでした。

もう一つ、昨日防災フェアが鴻巣市かわさとフェスティバルがありました。ここでも# 7119を探しました。救急車にはステッカーが張ってありました。ポスターが1枚張ってありました。でも、皆さんに配る書類とかの中には入ってはおりませんでした。やはりこういうのは、これをやることで皆さんの命を守ると同時に、この消防本部の皆さんのが救急の通報を受けるときの緊急性というか、はかどるというか、またそのことで、どうでもいいと言ったら申しわけないですけれども、ほかで対応できるようなことを119番にかけてきてしまうというのをなくすることは本当に大事なことだと思っております。

先ほど、今後そのように取り組んでいきますというお話が、答弁がありましたけれども、具体的には今後どのようなスケジュールというか、いつからそういったことが進めてもらえるのかを確認

したいと思います。

坂本国広議長 田中救急課長。

田中啓文救急課長 ♫ 7119の普及啓発についてですが、昨日のかわさとフェスティバルの会場におきましても心肺蘇生法のブースがあったのですけれども、その前でパンフレットと一緒に手渡しをするという形で、袋には入れないで手渡しをしてやっておりました。今後も国、県からカードが来ましたら、できる限り普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 以上で3番、潮田幸子議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第8、議案第14号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

潮田幸子議員。

3番 潮田幸子議員 先ほど議案調査のときに少し質問させていただいたのですけれども、最後もう一点聞きたいところで3回目になってしましましたので、こちらでお聞きしたいと思います。

今回これで、条例が一部改正となりました。議案調査の段階で、この育児休業等をとっている職員の人数を聞きましたところ、平成27年では1名、28年3名、29年が4名、30年度では2名というお話をされました。全体の職員からすると、子育て期の職員はもっとたくさんいるかと思います。この条例本体が、今回の改正で文言が、少し変わりますけれども、もっとこれが育児休業がとれる環境をつくることがすごく重要ではないかと思うのですけれども、今回の条例改正に伴いまして、こうした育児休業がとれる環境というか、働き方改革がこれだけ言われている中で、この消防の皆さんがあなたがもっと育児休業をとれる環境をつくるということについて、どのようなことを取り組んでいらっしゃるのか確認をしたいと思います。

坂本国広議長 黒沢消防総務課長。

黒沢高志消防総務課長 今回の条例改正に伴いまして、改めて保育所等の待機児童につきましてはよりやすい環境をこの条例で整備するということです。それと、今までどうやって取り組んできたかといいますと、28年度に特定事業主行動計画というのをつくりまして、働き方改革の一環ですね、その中で当然育児休業等の制度も、消防内部のホームページとかあるのですけれども、そういうところで普及啓発しながら、また、この組合の幹部職員には、じかに配布して、幹部会議等で周知徹底を図っています。そういう意味では、少しずつではありますけれども、職場環境の整備に努めて

いる状況です。

以上です。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第14号 埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第9、議案第15号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第15号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第10、議案第16号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、補正予算書の8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に10、11ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第16号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時42分)

(開議 午後 1時42分) ◇

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議案第17号、議案第18号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第11、議案第17号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について及び議案第18号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定についての2件を一括して議題といたします。

尾崎代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

[尾崎憲一監査委員登壇]

尾崎憲一監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました代表監査委員の尾崎です。ただいまから平成29年度の決算審査につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました平成29年度埼玉県央広域事務組合の一般会計並びに斎場特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月28日に埼玉県央広域事務組合の3階災害対策室におきまして、加藤監査委員とともに決算審査を実施いたしました。その結果、決算の計数は正確で、内容は正当なものと認められました。

なお、予算の執行状況などにつきましては、お手元の決算審査意見書18、19ページの決算審査意見をごらんいただくということで、ご説明を省略したいと存じます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

坂本国広議長 次に、決算審査報告に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、決算審査報告に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時46分)

◇

(開議 午後 1時46分)

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

初めに、決算書8、9ページから12、13ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、14、15ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく14、15ページから20、21ページの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 決算書の19ページの財務会計システム借上料について、議案調査の中で、旧システムと新システムが同時並行であったことから金額が大幅に上がったというご説明をいただきました。公会計システムもできるという新システムなのですけれども、こちらのほうは前回がリコーリースさんで今回NTTファイナンスさんにかわったということもありまして、入札が行われての変更であったのかどうかということと、リース契約であるのかどうか。リースであるのならば、何年のリース契約になっているのかについてお聞かせください。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一 事務局長兼総務課長 導入につきましては、入札を行いましてリース会社を決定しております。なお、新しいリース会社につきましてはリコーリースになりまして、5年契約となっております。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 そうしますと、先ほどの議案調査の中でNTTファイナンスという説明をいただいたのですけれども、それは違っていたということなのでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 失礼いたしました。訂正いたします。

NTTファイナンスでございます。失礼いたしました。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 これをもって総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、20、21ページから36、37ページの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、36、37ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく36、37ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく36、37ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページから45ページの実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 財産に関する調書のことについて質疑させていただきたいと思います。

44ページ、45ページの中でナンバー32、自動体外式除細動器であるとか、33番の自動式心肺蘇生装置、そして35番の電動式心肺蘇生法訓練用人形などについて、こちらにあります……ごめんなさい、自動体外式除細動器ではないです。その上、可搬式消火用具です。可搬式消火用具30番、それと33番の自動式心肺蘇生装置、それと35番の電動式心肺蘇生法訓練用人形などについて、今年度の決算中にそれぞれが4個、3個、4個とそれぞれ減になっておりまして、現在高がそれぞれ全部ゼロになっているのですけれども、これは本当にゼロで何の問題もないということなのか。それにかかるものについて、プラスになったというように見受けられないのでけれども、そのあたりについてはどうなっているのでしょうか。

坂本国広議長 黒沼警防課長。

黒沼浩二警防課長 30番の可搬式消火器具についてお答えいたします。

まず、こちらが減じられている理由についてでございますけれども、可搬式消火器具というのは高圧の圧縮空気で水を噴射する構造でございます。メーカーの使用推奨期間というのが7年程度と言われておりますと、メーカーの保守点検もない中で、29年度で15年が経過しようとしているものでございました。そういう状態でございますので、経年劣化などによる事故も考慮いたしまして、今回4式を廃棄をさせていただいたということでございます。

これがなくなって大丈夫なのかというところでございますけれども、こちらについては可搬式消火器具というのが主に消防ポンプ車が部署できないような、そういうところでの消火、あるいは高層のマンションであるとか、水が下に漏れてしまって水損が考えられるような対象物で主に使うというようなことで用意をさせていただいておりましたけれども、今後につきましては背負い式の消火器具というものがございます。これが30式保有しています。それから、放水量を任意の放水量に変えることができる、100リットルから500リットル弱くらいまでに放水量を調節できるノズルも33式程度整備してまいりました。それから、北本消防署にあります、はしご車に高圧の噴霧放水機能というものがございます。こちらで対応させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 田中救急課長。

田中啓文救急課長 33番の自動式心肺蘇生装置でございますが、この機械は自動式心マッサージ器でございまして、平成9年1月鴻巣消防署、平成9年3月桶川消防署、平成10年3月北本消防署に、それぞれ初めて高規格救急車を導入したときに購入いたしました。平成4年に救急隊員の行う応急処置範囲の拡大により、使用が可能になった資機材でございまして、この購入から19年から20年が経過し、経年劣化により廃棄させていただきました。

なお、この資機材がなくなって大丈夫かとのご質問ですが、この自動式心マッサージ器でございますが、医療機関までの搬送時間が長い地域において、救急隊員の行う胸骨圧迫の負担を軽減するために国が推奨した資機材でございましたが、当消防本部の地域性から、その後は購入しておりま

せん。そういう資機材でございます。

次に、35番の電動式心肺蘇生法訓練用人形でございますが、この資機材も3消防署にそれぞれ初めて高規格救急自動車を導入した際に、鴻巣消防署に2体、桶川消防署、北本消防署にそれぞれ1体を、救急隊員の心肺蘇生法、救急救命士の救命処置などの教育訓練に使用するために購入しましたが、いずれの人形も19年から20年を経過し、経年劣化と心肺蘇生法要領の変更などにより、現在使用しておりませんので廃棄いたしました。

これがなくなって大丈夫なのかというご質問に対しては、その他の訓練用人形、これと同等の訓練用人形4体を保有しております、訓練を実施し、また各署所に救急救命士の処置の訓練をする気道管理トレーナーや静脈路確保訓練用資機材等を配備し、対応しております。

以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 これをもって議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号の質疑に入ります。

初めに、決算書54、55ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、56、57ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 57ページの総務課、斎場運営事業費の中の需用費、燃料費に関しまして、前年より大幅に上がっています。近年ガソリン等々非常に高どまりしている中で、いたし方ない部分であるかなというふうに思うところなのですけれども、どれくらいの単価が上がっているのかについてお示しをいただきたいと思います。

それと、斎場施設整備事業の中の需用費、修繕料で、議案調査等のときの説明の中では火葬炉の修繕などさまざまなところで対応した結果、この金額が計上されていると思うのですけれども、斎場につきましては私も見に行ってきましたけれども、地盤がかなり沈下している状況が見受けられます。特に裏側については、雨水の排水管が、もう地面が沈下したことによって、管自体がもう破損して、横に雨水が漏れ出ているような状況が生じています。こうしたことについての修繕については、全くこの修繕費の中では行われなかつたのか。また、そこら辺についてはどのように今後対

応していくのかというところについてはいかがでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 まず初めに、燃料費の件につきましてですが、29年度の燃料費につきましては、4月ごろが50円ちょっと、11月からずっと上がりまして、最終的に70円ぐらいになっております。燃料費の購入に関しまして、平均単価といたしましては62.77円で22万6,000リットルを購入いたしました。こういったことから、燃料費が増加したということになっております。

また、修繕に関しましての地盤沈下ということでございますが、建物裏の排水のほうの地盤が沈下しているというご指摘がございましたが、今後計画的に修繕をしていく予定ではございます。ただし、今後斎場につきましては大規模な修繕が、空調と屋上の防水を控えておりまして、優先順位的にはそちらを優先的に行いまして、今後修繕をしていこうと考えております。

また、沈下に対しましての今までの修繕はなかったかということですが、昨年度、建物の表側の障がい者の駐車場のところを、やはり沈下によりまして修繕を行いまして、おととしのときにはロータリーのところの地盤がやっぱり幾らか下がっておりましたので、そういった修繕は表側に関しましては少しずつ行っておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 斎場の本体そのものに影響はないと思うのですけれども、そこら辺、地盤に関して言えばこの20年でかなりの部分が下がっていることによって、大きなそういう劣化が生じているのかなというところでは、本体には全く影響がないと言い切れるのかどうかというか、非常に心配なところなのです。今後、老朽化に伴う施設修繕については、監査の決算意見書の中でも、さまざまそれぞれ必要になってくるという中では、火葬炉の修繕だけでは追いつかない部分ではあると思うので、本体そのものの修繕というより、建てかえも含めたようなことが生じてしまうのではないかという懸念もあることなので、まして雨水というのはかなり長い間さらされると、もう大問題になるものだと思うので、本体に影響はないと言い切れるのかどうか確認させてください。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 本体に関しましては、十分な基礎工事を行っておりますので、本体には影響はないものと考えております。

上水道と燃料管につきましては、フレキシブルという管を使っておりますので、沈下には十分対応できるような管を使っております。

雨水に関しましてなのですが、側溝部分のひどい部分に関しましては、その辺は小規模ながら緊急修繕で対応できるものはやっていきながら、大規模修繕のときに大がかりな修繕を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 これをもって事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく56、57ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく56、57ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

次に、58ページの実質収支に関する調書の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、議案第18号についての質疑を終結いたします。

これより議案第17号及び議案第18号の討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第17号 平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第18号 平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

◎ 管理者のあいさつ

坂本国広議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、提案申し上げました全議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、これから一段と寒くなつまいりますので、健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告

坂本国広議長 以上をもって、平成30年11月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時07分)

議長 坂本国広

署名議員 岡野千枝子

署名議員 金澤孝太郎

參 考 資 料

議 決 結 果 一 覧 表

平成30年11月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1 4	埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 4	11月12日	原案可決
1 5	平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	1 5	11月12日	原案可決
1 6	平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	1 6	11月12日	原案可決
1 7	平成29年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	1 7	11月12日	認 定
1 8	平成29年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	1 8	11月12日	認 定